

「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業 (国庫補助事業の概要)

1 多機関の協働による包括的支援体制構築事業 (補助率3/4) (平成28年度～)

【根拠条文】社会福祉法第106条の3第1項第3号

- 相談支援包括化推進員の配置
- 相談者が抱える課題を把握し、支援プランの作成、相談支援機関等との連絡調整
- 多機関連携のためのネットワークの構築 (定期的な相談支援包括化推進会議の開催)
- 自主財源の確保のための取組の推進
共同募金の活用や企業等からの寄付金拠出の働きかけを推進
- 課題解決のための地域に不足する新たな社会資源 (生活支援サービス等) の創出

2 地域力強化推進事業（補助率3/4）

（平成29年度～ 新規）

【根拠条文】社会福祉法第106条の3第1項第1号及び第2号

◎ 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり

→ 「我が事」の地域づくり

- 住民や自治会等の地縁組織を始め、産業等の他分野への働きかけや支援
- 住民が気軽に交流ができる場や、話し合う事が出来る場等の活動拠点づくり
- 住民等に対して、地域福祉活動への関心の向上のための学習会などの取組の実施

◎ 地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築

→ 「丸ごと」の地域づくり

- 住民の身近な圏域で、地域住民の相談を「丸ごと」受け止める場、機能の構築
- 地域の関係者との意見交換や座談会等による、地域生活課題の把握や情報共有
- 住民等自らが、専門職等と連携し、課題解決に向けた取組ができる機能の構築

長久手市における「我が事・丸ごと」体制の構築に向けて

相談体制の強化

- いわゆる「制度の狭間」の問題など、市民の困り事に対し、市役所関係部署のみならず、委託事業者、社会福祉法人、NPO法人などの協力を得て、官民あげてオール長久手による対応（ネットワークの構築）。
→ **どこに行っても相談を聞いてもらえる**
- 市役所内の一部で運用している「そうだんシート」について、委託事業者等にも拡大。
→ **情報の共有化**
- 将来的には、小学校区ごとに0歳から100歳を対象とした生活上の困り事に対して支援を行う組織の設置を目指す。当面の間は、市役所悩み事相談室をコントロールタワーとし、地域包括支援センター圏域を単位として「相談支援包括化推進員」を配置。
→ **より身近な場所で解決**

地域力の強化

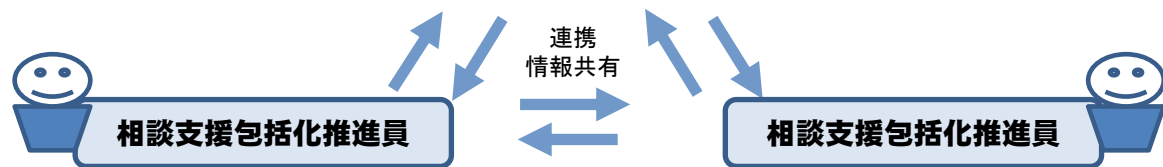
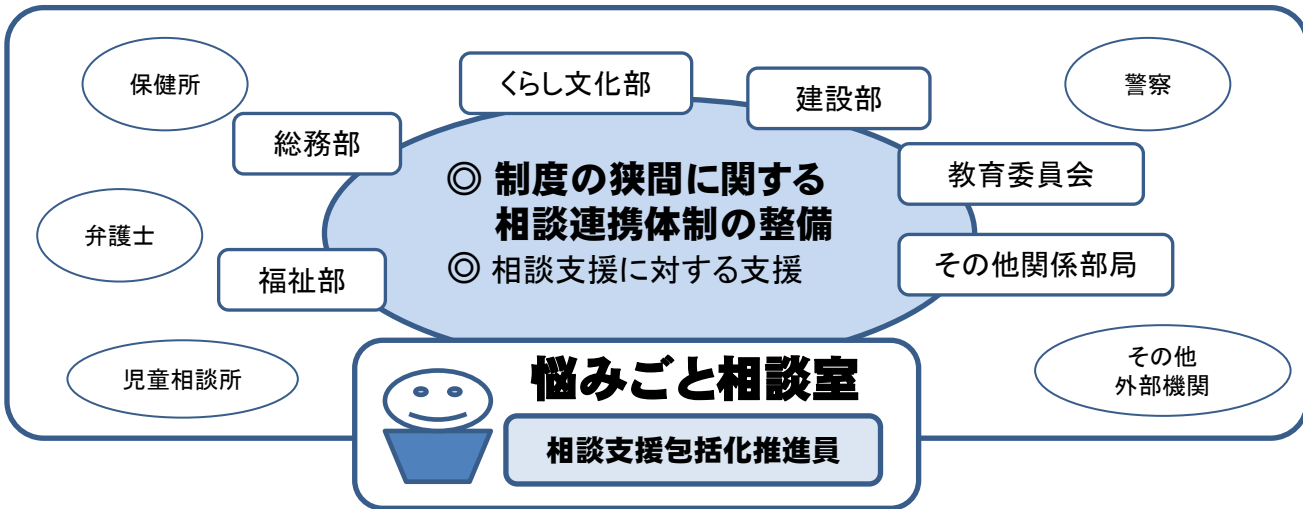
- 地域の生活課題に対し、住民の力によって解決できる地域力の向上。
→ **住民に対する気運の醸成**
- 地区社協に、地域生活課題解決に向けた調整を行う役割等を位置づける。
→ **地区社協未設置校区の早期解消**

「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業イメージ図

平成29年度補正予算（第2号）（案）

- ・多機関相談支援包括化推進事業 7,667千円
- ・地域力強化推進事業 2,870千円

多機関相談支援包括化推進事業



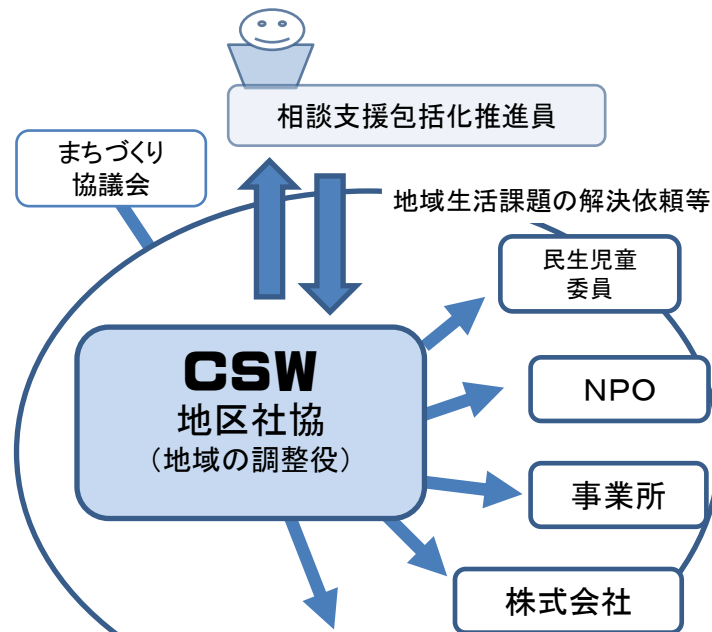
相談支援包括化推進員の仕事

- 担当圏域内の事業所などに寄せられた相談ごとのうち、世帯が抱える課題（複合的課題）等を、適切な相談機関へ振り分け、進行管理を実施
- また、地域での助けが必要な場合などは、まちづくり協議会やCSW（地区社協）などの地域の調整役に対応を依頼
- 各種相談機関・事業所など、多機関が参加し連携できる相談体制の構築
- 課題解決のために不足する新たなサービスの創出 など

【長小校区・東小校区・北小校区】

地域力強化推進事業

- ◎ 小学校区の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握し、解決へ
- ◎ 地域生活課題を丸ごと受け止めて、支援へ



地域の生活課題を地域で解決できる住民の力 (地域の資源)

- | | |
|----------|------------|
| 地域サロン | 地域福祉学習会 |
| 見守りサポーター | ボランティアサークル |
| 支え合いマップ | 生活支援サポーター |
- など

【南小校区・市小校区・西小校区】

参考 社会福祉法(昭和26年法律第45号) (抄)

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業